

西海市がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において、災害危険住宅の移転を行う者に対し、予算の範囲内において西海市がけ地近接危険住宅移転事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、西海市補助金等交付規則（平成17年西海市規則第47号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において「災害危険住宅」とは、次の各号に掲げる住宅をいう。

- (1) 長崎県災害危険区域の指定に関する条例（昭和45年長崎県条例第43号）第2条第1項の規定により、災害危険区域として指定された区域内に当該指定の際、既に建築されている住宅
- (2) 昭和35年9月30日以前に建築された住宅で長崎県建築基準条例（昭和46年長崎県条例第57号）第3条第1項の基準に適合しないもの
- (3) 長崎県災害危険住宅の移転促進等の助成に関する条例（昭和47年長崎県条例第57号）第3条の規定により、地すべり等危険地域として指定された区域内に当該指定の際、既に建築されている住宅

(災害危険住宅の移転等に対する補助金)

第3条 市長は、災害危険住宅を移転させる者に対し国及び県の財政的助成を受け、予算の範囲内で次の各号に掲げるところにより補助金を交付するものとする。

- (1) 災害危険住宅の所有者又は居住者（以下「補助事業者」という。）が移転を目的として当該災害危険住宅を除去し、又は解体した場合の補助金の額は、当該年度国が示す1戸当たり限度額以内とする。
- (2) 補助事業者が災害危険住宅に代わる住宅を建設し、又は購入する費用に要する経費として銀行その他の融資機関から借り受けた資金の利子補給としての補助金の額は、当該年度国が示す1戸当たり限度額とする。ただし、借り受けた資金の利率は年利率8.5パーセントを限度とする。
- (3) 補助事業者が当該災害危険住宅に代わる建設用土地購入の費用に要する経費として銀行その他融資機関から借り受けた資金の利子補給分としての補助金の額は、当該年度国が示す1戸当たり限度額以内とする。ただし、借り受けた資金の利率は年利率8.5パーセントを限度とする。

(被災住宅に対する補助金)

第4条 市長は、災害危険住宅が移転以前に急傾斜地の崩壊、地すべり、土石流の災害により被害を受けた場合において、補助事業者に対し補助金を交付

するものとする。この場合において、補助金の額は予算の範囲内とし、前条各号の規定を準用する。

(補助金の申請及び被災住宅の認定申請)

第5条 第3条の災害危険住宅の移転等に対する補助金の交付を申請する補助事業者は、西海市がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 要綱第3条各号の規定による補助額等調書(様式第2号)
- (2) 災害危険住宅の除去等に要する経費内訳書
- (3) 災害危険住宅の位置図
- (4) 災害危険住宅に代わる住宅建設(購入)に要する経費内訳書
- (5) 写真(移転前、施工前)

2 前条の被災住宅に対する補助金の交付を申請する補助事業者は、西海市がけ地近接危険住宅移転事業被災住宅移転補助認定申請書(様式第3号)に西海市がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付申請書及び前項各号に掲げる書類と次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 融資機関からの借入金を証明できる契約書の写し等(借入金額期間及び利率利息額が分かるもの)
 - (2) 支出等の明細書(領収書等の写し)
 - (3) 写真(移転後、施工後)
- (交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定により西海市がけ地近接危険住宅移転事業補助金申請書の提出があったときは、申請の内容を審査し適当と認めた場合に限り、交付決定を行い、補助事業者に対して西海市がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付決定通知書(様式第4号)を通知するものとする。

2 市長は、前条第2項の規定により西海市がけ地近接危険住宅移転事業被災住宅移転補助認定申請書の提出があったときは、申請の内容を審査し適当と認めた場合に限り、認定を行い、補助事業者に対して西海市がけ地近接危険住宅移転事業被災住宅移転補助認定通知書(様式第5号)を通知するものとする。

3 市長は、補助金を交付することが不適当と認めたときは、西海市がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付申請却下通知書(様式第6号)により通知するものとする。

4 市長は、補助金の交付を決定するに際して条件を付することができるものとする。

(計画の変更又は廃止)

第7条 前条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)が、当該補助に係る計画の内容を変更し、又は廃止しようとするときは、西海市がけ地近接危険住宅移転事業内容変更(廃止)承認申請書(様式第7号)を速やかに市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告書の提出)

第8条 補助対象者は、危険住宅移転事業が完了したときは、速やかに西海市がけ地近接危険住宅移転事業完了実績報告書(様式第8号)を市長に提出し、その検査を受けなければならない。

(補助金額の確定)

第9条 市長は、前条の実績報告の結果、危険住宅移転事業の内容が適当と認められた場合に限り、補助金の額の確定を行い、西海市がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付確定通知書(様式第9号)により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定による西海市がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付確定通知書を受けた者は、西海市がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付請求書(様式第10号)を、市長に提出するものとする。

(補助金交付決定の取消し等)

第11条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取消し、又は補助金の交付を停止し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(1) この告示の規定に違反したとき。

(2) 補助金交付申請書その他関係書類に虚偽の記載があったとき。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。